

# 令和元年度定期監査の結果報告書

令和 3 年 1 月

沖縄県監査委員



## 目 次

### <財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要	1
第2 監査の結果	7
第3 監査所見	11
第4 部局別の指摘事項	
【各部局共通】	14
【総務部】	15
【企画部】	15
【環境部】	15
【子ども生活福祉部】	16
【保健医療部】	16
【農林水産部】	16
【商工労働部】	17
【文化観光スポーツ部】	18
【土木建築部】	18
【病院事業局】	19
【教育庁】	20
【警察本部】	21

### <工事等に関する事項>

第1 監査の概要	22
第2 監査所見	23



沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、また同条第2項の規定により県の事務の執行について監査を実施した。

## <財務・事務に関する事項>

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和元年度。ただし、必要がある場合は、その他の年度についても対象とした。
- (2) 監査実施期間
  - ア 実地監査 令和2年1月15日から同年8月25日まで
  - イ 書面監査 令和2年4月23日から同年8月31日まで

#### 2 監査の実施機関及び実施状況

- (1) 部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は別表1のとおりである。
- (2) 実地監査の実施機関及び実施状況は別表2のとおりである。
- (3) 書面監査の実施機関は別表3のとおりである。

#### 3 監査の着眼点

監査に当たっては、財務に関する事務の執行等が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として監査を実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

- (1) 財務に関する事項
  - ア 未収金の債権管理について
  - イ 備品の適正な管理について
- (2) 事務に関する事項
  - ア 防火管理体制について

#### 4 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

- (1) 実地監査  
監査実施機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。
- (2) 書面監査  
監査実施機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

別表 1

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部 局 名	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 公 室	6	6	4	2
総 務 部	17	17	9	8
企 画 部	8	8	5	3
環 境 部	6	6	3	3
子ども生活福祉部	21	21	17	4
保 健 医 療 部	16	16	12	4
農 林 水 産 部	43	43	32	11
商 工 労 働 部	13	13	9	4
文化観光スポーツ部	9	9	6	3
土 木 建 築 部	23	23	17	6
出 納 事 務 局	2	2	1	1
企 業 局	9	9	5	4
病 院 事 業 局	8	8	5	3
議 会 事 務 局	1	1	1	0
教 育 庁	102	102	55	47
警 察 本 部	46	46	29	17
その他の行政委員会事務局	7	7	6	1
合 計	337	337	216	121

※令和元年度定期監査は、県内における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に鑑み、監査実施機関の一部を実地監査から書面監査に変更して実施した。

別表 2

実地監査の実施機関及び実施状況は、次のとおりである。

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日	
知事 公室	本庁各課	令和2年6月8～9日 " 8月17日	保健 医療 部	衛生環境研究所	令和2年3月4日
	消防学校	" 2月27日 " 3月26日		中央食肉衛生検査所	" 3月11日
総務 部	本庁各課	令和2年6月10～12日 " 8月14日		北部食肉衛生検査所	" 2月18日
	総務事務センター	" 6月24～26日		北部保健所	" 2月20日
	自治研修所	" 3月4日 " 6月4日		中部保健所	" 2月19日
	名護県税事務所	" 4月14日		南部保健所	" 2月26日
	那覇県税事務所	" 5月29日		宮古保健所	" 2月13日
企画部 本庁各課	令和2年6月16～18日 " 8月14日	八重山保健所		" 3月5日	
環境部 本庁各課	令和2年6月1～2日 " 8月13日	本庁各課		令和2年7月7～9日 " 8月18日	
子 ども 生 活 福 祉 部	本庁各課	令和2年7月14～16日 " 8月13日		北部農林水産振興 センター各課	" 2月18日、3月16～19日 " 6月2日
	北部福祉事務所	" 2月21日	宮古農林水産振興 センター農林水産整備課	" 6月30～7月1日	
	中部福祉事務所	" 2月18日 " 3月6日	八重山農林水産振興 センター農林水産整備課	" 7月21～22日	
	南部福祉事務所	" 2月25日	農業研究センター	" 3月13日 " 6月12日	
	宮古福祉事務所	" 2月12日	農業研究センター 名護支所	" 2月6日	
	八重山福祉事務所	" 3月6日	農業研究センター 宮古島支所	" 2月13日	
	女性相談所	" 3月13日	農業研究センター 石垣支所	" 3月5日	
	若夏学院	" 3月18日	畜産研究センター	" 5月27日 " 7月16日	
	中央児童相談所	" 5月26日	森林資源研究センター	" 2月6日 " 3月4日	
	身体障害者更生相談所 (知的障害者更生相談所)	" 3月10日	水産海洋技術センター	" 3月13日	
	計量検定所	" 3月12日	水産海洋技術センター 石垣支所	" 3月6日	
	平和祈念資料館	" 2月28日	中央卸売市場	" 2月14日 " 3月13日	
	保健 医療 部	本庁各課	令和2年6月3～4日 " 8月19日	病害虫防除技術 センター	" 3月12日
看護大学		" 5月28日 " 6月22日	中部農業改良普及 センター	" 3月3日	

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日	
農林水産部	南部農業改良普及センター	令和2年3月12日	企業局	西原浄水管理事務所	令和2年2月28日
	中央家畜保健衛生所	〃 3月27日		水質管理事務所	〃 2月27日
	家畜改良センター	〃 2月20日	病院事業局	本庁各課	令和2年7月13～14日 〃 8月25日
	中部農林土木事務所	〃 4月16～17日		北部病院	〃 7月21日～22日
	南部林業事務所	〃 2月14日		精和病院	〃 6月25～26日 〃 7月22日
		〃 3月11日		宮古病院	〃 2月12～13日
栽培漁業センター	〃 2月21日 〃 7月16日				
商工労働部	本庁各課	令和2年6月16～18日 〃 8月12日	教育庁	本庁各課	令和2年7月7～9日 〃 8月6日
	工業技術センター	〃 3月3日		国頭教育事務所	〃 1月30日
	工芸振興センター	〃 3月11日		中頭教育事務所	〃 1月31日
		〃 6月18日		那覇教育事務所	〃 1月31日
	具志川職業能力開発校	〃 3月4日		島尻教育事務所	〃 1月31日
浦添職業能力開発校	〃 3月5日	宮古教育事務所		〃 2月6日	
文化観光スポーツ部	本庁各課	令和2年6月10～11日 〃 8月12日		八重山教育事務所	〃 2月5日
	芸術大学	〃 5月27日 〃 7月20日		総合教育センター	〃 1月21日
	博物館・美術館	〃 2月7日 〃 3月12日		離島児童生徒支援センター	〃 1月24日
土木建築部	本庁各課	令和2年7月14～17日 〃 8月18日		辺土名高等学校	〃 1月31日
	北部土木事務所	〃 4月14～15日		北山高等学校	〃 2月5日 〃 6月9日
	中部土木事務所	〃 4月16～17日 〃 6月4日		名護高等学校	〃 1月30日
	南部土木事務所	〃 5月28～29日		宜野座高等学校	〃 1月17日 〃 2月7日
	宮古土木事務所	〃 7月2～3日		石川高等学校	〃 1月23日
	八重山土木事務所	〃 7月21～22日		読谷高等学校	〃 1月28日
	都市モノレール建設事務所	〃 3月17日	普天間高等学校	〃 1月23日 〃 2月12日	
出納事務局	令和2年7月21日 〃 8月5日	首里高等学校	〃 1月16日 〃 2月6日		
企業局	本庁各課	令和2年6月19日 〃 8月7日	真和志高等学校	〃 1月17日 〃 2月17日	
	石川浄水管理事務所	〃 2月27日			



監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日	
教育 庁	小禄高等学校	令和2年1月15日 " 7月1日	教育 庁	島尻特別支援学校	令和2年1月29日 " 2月19日
	陽明高等学校	" 1月30日		八重山特別支援学校	" 2月4日
	与勝高等学校	" 1月15日 " 2月7日		森川特別支援学校	" 1月21日
	与勝緑が丘中学校	" 1月15日 " 2月7日		泡瀬特別支援学校	" 1月23日
	具志川高等学校	" 1月23日		桜野特別支援学校	" 2月4日
	嘉手納高等学校	" 1月28日		西崎特別支援学校	" 1月28日
	首里東高等学校	" 1月16日 " 2月7日		やえせ高等支援学校	" 1月29日 " 2月19日
	北部農林高等学校	" 2月4日		陽明高等支援学校	" 1月30日
	南部農林高等学校	" 1月17日 " 2月7日		警察 本部	本部各課
	美来工科高等学校	" 1月29日	豊見城警察署		" 1月29日 " 2月17日
	沖縄工業高等学校	" 1月16日 " 2月5日	糸満警察署		" 1月28日 " 2月18日
	浦添工業高等学校	" 1月16日	与那原警察署		" 2月28日
	中部商業高等学校	" 1月21日	沖縄警察署		" 2月25日
	南部商業高等学校	" 1月29日 " 2月19日	うるま警察署		" 2月25日
	浦添商業高等学校	" 1月15日 " 2月10日	石川警察署		" 2月27日
	具志川商業高等学校	" 1月15日 " 2月5日	名護警察署		" 2月26日 " 6月9日
	球陽高等学校	" 1月17日	本部警察署		" 2月26日
	球陽中学校	" 1月17日	議会事務局	令和2年7月28日 " 8月19日	
	宮古高等学校	" 2月7日	監査委員事務局	令和2年5月22日	
	宮古工業高等学校	" 2月7日	人事委員会事務局	令和2年6月16日 " 8月21日	
伊良部高等学校	" 2月6日	労働委員会事務局	令和2年5月12日 " 8月5日		
名護商工高等学校	" 1月30日	海区漁業調整委員会事務局	令和2年7月9日 " 8月18日		
那覇特別支援学校	" 1月21日 " 2月18日	内水面漁場管理委員会事務局	令和2年7月9日 " 8月18日		
宮古特別支援学校	" 2月12日	収用委員会事務局	令和2年7月14日 " 8月18日		

- 注：1 監査実施機関は、令和2年4月1日現在で表記している。なお、都市モノレール建設事務所は令和2年3月31日をもって組織を廃止した。
- 2 監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

別表 3

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

部 局 名	監 査 実 施 機 関
知事公室	広報課 防災危機管理課
総務部	職員厚生課 宮古事務所各課 八重山事務所各課 コザ県税事務所 自動車税事務所 東京事務所
企画部	企画調整課 市町村課 統計課
環境部	環境政策課 環境保全課 動物愛護管理センター
子ども生活福祉部	子ども未来政策課 消費・くらし安全課 女性力・平和推進課 コザ児童相談所
保健医療部	保健医療総務課 地域保健課 国民健康保険課 総合精神保健福祉センター
農林水産部	農林水産総務課 村づくり計画課 農地農村整備課 宮古農林水産振興センター農業改良普及課及び家畜保健衛生課 八重山農林水産振興センター農業改良普及課及び家畜保健衛生課 農業大学校 南部農林土木事務所 海洋深層水研究所 家畜衛生試験場
商工労働部	産業政策課 中小企業支援課 雇用政策課 大阪事務所
文化観光スポーツ部	観光政策課 M I C E 推進課 文化振興課
土木建築部	土木総務課 海岸防災課 空港課 都市公園課 下地島空港管理事務所 下水道事務所
出納事務局	物品管理課
企業局	経理課 配水管理課 久志浄水管理事務所 北谷浄水管理事務所
病院事業局	中部病院 南部医療センター・こども医療センター 八重山病院
教育庁	保健体育課 県立学校教育課 義務教育課 県立図書館 埋蔵文化財センター 本部高等学校 前原高等学校 コザ高等学校 浦添高等学校 那覇高等学校 豊見城高等学校 知念高等学校 糸満高等学校 西原高等学校 北谷高等学校 南風原高等学校 美里高等学校 宜野湾高等学校 豊見城南高等学校 北中城高等学校 那覇西高等学校 那覇国際高等学校 中部農林高等学校 美里工業高等学校 那覇工業高等学校 南部工業高等学校 那覇商業高等学校 沖縄水産高等学校 開邦高等学校 開邦中学校 向陽高等学校 久米島高等学校 八重山高等学校 八重山農林高等学校 八重山商工高等学校 宮古総合実業高等学校 泊高等学校 沖縄盲学校 沖縄ろう学校 美咲特別支援学校 美咲特別支援学校はなさき分校 大平特別支援学校 鏡が丘特別支援学校(浦添分校含む) 名護特別支援学校 沖縄高等特別支援学校 中部農林高等支援学校 南風原高等支援学校
警察本部	総務課 警務課 広報相談課 厚生課 教養課 監察課 運転免許課 交通機動隊 捜査第三課 機動隊 警察学校 那覇警察署 浦添警察署 宜野湾警察署 嘉手納警察署 宮古島警察署 八重山警察署
その他	選挙管理委員会

## 第2 監査の結果

前記の記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。なお、当該事務の一部については是正又は改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項の概要は、次のとおりである。

指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

### 1 財務に関する事項

#### (1) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの	20	税務課 管財課 宮古事務所 県税課 八重山事務所 県税課 名護県税事務所 コザ県税事務所 那覇県税事務所 環境整備課 保護・援護課 青少年・子ども家庭課 北部福祉事務所 中部福祉事務所 南部福祉事務所 宮古福祉事務所 八重山福祉事務所 農政経済課 営農支援課 水産課 中小企業支援課 企業立地推進課 海岸防災課 住宅課 中部土木事務所 施設課 交通指導課 (25機関)
医業未収金の徴収に努力を要するもの	1	病院事業経営課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 精和病院 宮古病院 八重山病院 (7機関)
証紙収納に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	中部保健所 南部保健所 南部土木事務所 学校人事課 名護警察署 (5機関)
現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの	1	北部病院 (1機関)
計	23	(38機関)

#### (2) 支出に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
支出負担行為の時期が適正でなかったもの (各部局共通)	1	交通政策課 環境整備課 子ども未来政策課 看護大学 中央食肉衛生検査所 北部食肉衛生検査所 宮古農林水産振興センター 畜産研究センター 河川課 選挙管理委員会 (10機関)
給与が過不足払いとなっていたもの	6	総務事務センター 南部医療センター・こども医療センター 八重山教育事務所 北山高等学校 南部農林高等学校 (5機関)
計	7	(15機関)

## (3) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予定価格に係る事務が適正でなかったもの（各部局共通）	1	自治研修所 農業研究センター石垣支所 芸術大学 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 北部病院 総合教育センター （7機関）
契約方法について改善を要するもの	1	中部土木事務所 （1機関）
契約事務が適正でなかったもの	3	平和祈念資料館 雇用政策課 泡瀬特別支援学校 （3機関）
契約書を作成していなかったもの（各部局共通）	1	那覇県税事務所 環境再生課 用地課 南部医療センター・こども医療センター （4機関）
履行確認が適正でなかったもの	2	総合情報政策課 南部医療センター・こども医療センター （2機関）
計	8	（17機関）

## (4) 財産に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
備品台帳の管理が適正でなかったもの	4	女性相談所 スポーツ振興課 港湾課 南部土木事務所 （4機関）
備品貸与の手続が適正でなかったもの	3	保健医療総務課 衛生薬務課 スポーツ振興課 （3機関）
財産の管理が適正でなかったもの	1	泡瀬特別支援学校 （1機関）
生産物台帳が整備されていなかったもの	1	栽培漁業センター （1機関）
動物台帳の管理が適正でなかったもの	1	北部農林高等学校 （1機関）
公有財産台帳の管理が適正でなかったもの	3	環境再生課 スポーツ振興課 施設課 （3機関）
公有財産の管理が適正でなかったもの	1	本部警察署 （1機関）
計	14	（14機関）

## (5) その他

指摘の内容	件数	機関名
不適正な事務処理が多数あったもの	1	農業研究センター （1機関）
計	1	（1機関）

## 2 事務に関する事項

指摘の内容	件数	機関名
消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理体制が適正でなかったもの	2	八重山病院 美里高等学校 （2機関）
公印の管理が適正でなかったもの	2	農業研究センター 辺土名高等学校 （2機関）
計	4	（4機関）

### 3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は、次のとおりである。

部 局 名	財務に関する事項								事務に関する事項	合計		増減
	予算	収入	支出	契約	工事	財産	その他	計		R元	H30	
知事公室								0		0	2	△ 2
総務部		2	2					4		4	7	△ 3
企画部				1				1		1	1	0
環境部		1				1		2		2	3	△ 1
子ども生活福祉部		2		1		1		4		4	6	△ 2
保健医療部						2		2		2	8	△ 6
農林水産部		3				1	1	5	1	6	21	△ 15
商工労働部		5		1				6		6	8	△ 2
文化観光スポーツ部						3		3		3	3	0
土木建築部		5		1		2		8		8	10	△ 2
出納事務局								0		0	1	△ 1
企業局								0		0	0	0
病院事業局		2	1	1				4	1	5	13	△ 8
議会事務局								0		0	0	0
教育庁		1	3	1		3		8	2	10	7	3
警察本部		1				1		2		2	1	1
その他の行政委員会事務局								0		0	0	0
各部局共通		1	1	2				4		4	2	2
計	R元	0	23	7	8	0	14	1	53	4		57
	H30	5	24	21	17	1	14	5	87	6		93
増減	△ 5	△ 1	△ 14	△ 9	△ 1	0	△ 4	△ 34	△ 2			△ 36

### 第3 監査所見

令和元年度における監査結果において、財務に関する事務等についてはおおむね適正に処理されていると認められたが、一部に法令等に基づかない事務処理等が依然として見られた。

職員においては沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。）等を遵守し、会計事務を行っていただきたい。管理職員においては、会計事務が法令等に適合しているかの確認及び指導を徹底していただきたい。また、出納員においては、会計事務が法令等に適合しているか注意深く確認し、出納事務の適正な執行に努めていただきたい。

なお、平成29年の地方自治法の一部改正により、地方公共団体の長は内部統制体制を整備し、令和3年度以降、毎会計年度、内部統制に関して評価した報告書に監査委員の意見を付して議会に提出するとともに、公表することとされていることから、内部統制機能の強化に努めていただきたい。

これらを踏まえ、各部局等においては、特に次の点に留意して是正又は改善に取り組んでいただきたい。

#### 1 収入事務の適正化について

##### (1) 収入未済額の縮減等について

一般会計の収入未済額は36億3,912万円で、前年度より2億3,138万円（6.8%）増加している。特別会計の収入未済額は39億2,749万円で、前年度より2億6,620万円（7.3%）増加している。

病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は17億2,858万円で、前年度より2,063万円（1.2%）減少している。

収入未済額の縮減は、住民負担の公平性と財源確保の観点から重要な課題である。収入未済額については、発生防止の方策の検討や滞納者の実態把握に努め、債権管理マニュアルに沿った適切な債権管理を行うとともに、関係機関等との連携強化を図るなど、効率的な徴収対策を講ずることにより、引き続きその縮減と発生防止に努めていただきたい。

##### (2) 使用料及び手数料の金額の誤りについて

一部の証明手数料において、沖縄県使用料及び手数料条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第14号）の一部改正を反映せず、改正前の金額を誤って適用していた。規則等の改正に伴う金額変更には十分留意するとともに、複数職員によるチェック体

制の確保に努めていただきたい。

(3) 現金の取扱い等について

北部病院附属伊平屋診療所においては、現金が亡失する事案があり、その際現金を施錠できる堅固な金庫等に保管していなかった。また、亡失した金額の一部をつり銭現金で補填し金融機関へ預け入れるなど不適正な取扱いとなっていた。

現金については、財務規則等の規定に則り厳格に取り扱う必要がある。

(4) その他の収入事務について

生産物の売払いにおいて、調定事務が大幅に遅れていたもの、領収書が発行されていなかったもの、生産物台帳が適切に管理されていなかったもの等、適正でない事務が散見された。

財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めていただきたい。

## 2 支出事務の適正化について

(1) 支出負担行為について

支出負担行為の決議の時期が大幅に遅れていたものや、出納機関への合議を行っていないものが依然として多く見られた。

財務規則では、支出負担行為について第57条で支出負担行為の合議、第58条で支出負担行為の合議の審査、第76条で支出負担行為の確認について定めている。

支出負担行為を行う職員においては、財務規則等を十分に理解した上で事務を行っていただきたい。

(2) 給与の支出事務について

職員手当について、6件6名で合計1,808,005円（過払額1,624,667円、不足払額183,338円）の過不足払いがあった。

職員手当の支給に当たっては、支給要件の調査、確認を適切に実施していただきたい。

## 3 契約事務の適正化について

予定価格調書を作成していなかったもの、見積書を取っていないもの、契約書や請書を作成していなかったもの等があった。

関係法令、財務規則等の周知を図り、適正な事務処理を行っていただきたい。



#### 4 財産管理の適正化について

備品台帳や公有財産台帳に登録していなかったもの、不動産が登記されていなかったもの、備品を亡失していたもの、備品台帳の管理が不十分なものがあつた。

県有財産は貴重な行政資源であることから、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）、財務規則等に基づき、適正な管理に努めていただきたい。

" >2 4Š• 9 b æ¬ ! 8o  
› 4Š• 1 3û  
>/ 2 » \_6õM• ! 8o  
>Yp °>[  
... 0É(i p(á \_ €• ! » @4: G[ ^ ? WS v b

>Y- >[  
... - 2 , /œmb ì ‡ @4: G[ ^ ? WS v b

>YÎ (Ù>[  
... £ o A \_ €• ! » @4: G[ ^ ? WS v b  
%\$S

† Î (Ùi † 8 BKZ 8 ^ ? WS v b  
&\$

















<工事等に関する事項>

第1 監査の概要

1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和元年度。ただし、必要がある場合は、その他の年度についても監査の対象とした。
- (2) 監査実施期間 令和2年8月5日から同年9月17日まで

2 監査の実施機関及び実施状況

- (1) 監査実施機関 土木建築部6機関、農林水産部1機関、企業局1機関の計8機関  
24工事等を対象として監査を実施した。

(2) 監査実施状況

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
施設建築課	令和2年8月27日 ～8月28日 " 9月7日 " 9月14日	糸満警察署庁舎新築工事（建築1工区） 糸満警察署庁舎新築工事（機械） 糸満警察署庁舎新築工事（電気） 沖縄県立芸術大学奏楽堂舞台機構設備改修工事（第1期） 沖縄県立芸術大学奏楽堂舞台照明設備改修工事 県営新川団地建替工事実施設計業務（第3期）
都市計画・モノレール課	令和2年8月25日 ～8月26日	市道国際センター線都市モノレール経塚駅自由通路建設工事（北）（土木） 浦添西原線道路改良工事（H30-3）
北部土木事務所	令和2年9月15日 ～9月16日	国道449号災害復旧工事（平成30年災第6号） 金武湾港海岸（ギンバル地区）護岸整備工事（H31）
中部土木事務所	令和2年8月5日 ～8月6日	宜野湾北中城線道路改良工事（H30-1） 天願川河川改修工事（H30-4） 県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（P1下部工） 城間前田線実施設計業務委託（H30）
南部土木事務所	令和2年9月8日 ～9月10日	国道507号（八重瀬道路）橋梁下部工工事（H30） H30南部東道路橋梁下部工工事（大城ダム3号橋A2） 報得川河川整備工事（H30-2） 金良地区急傾斜地崩壊防止施設緊急改築工事（H30-1）
下水道事務所	令和2年8月18日 ～8月19日	宜野湾浄化センター塩素混和池築造工事 那覇浄化センター水処理施設仮設工事（4工区）
北部農林水産振興センター 農業水産整備課	令和2年9月16日 ～9月17日	天仁屋地区土砂流出防止対策工事（H30-1） 宜名真漁港及び栽培漁業センター災害復旧工事（H30繰）
企業局建設課	令和2年8月20日 ～8月21日	北谷浄水場生物接触酸化池等改良工事 東系列導水路トンネル横坑工事（その3）

### 3 監査の着眼点

監査に当たっては、監査対象工事及び委託業務の執行について、主に次の項目を着眼点として監査を実施した。

- (1) 計画及び設計は、適正に行われているか。
- (2) 請負契約事務は、適正に行われているか。
- (3) 工事の施工は、適正に行われているか。
- (4) 竣工検査及び精算手続は、適正に行われているか。

### 4 監査の実施方法

監査に当たっては、関係書類や現地の確認、担当職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

技術面の監査については、工事技術調査業務委託契約を締結し、委託先の技術士と共に実施した。

なお、技術士による実地調査は、県内における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に鑑み、Web会議システムを利用して遠隔で実施した。

## 第2 監査所見

各機関の工事等については、おおむね適正に行われていると認められたが、その一部については是正又は改善を要するものを指摘事項として次のとおり掲記した。

今後とも、法令遵守等を徹底し適正な工事の執行に努めていただきたい。

### 1 安全・安心への配慮が必要なもの

- (1) 糸満警察署庁舎新築工事（建築1工区）及び県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（P1下部工）において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第2項に定める「統括安全衛生管理義務者」を指名していなかった。今後は複数の請負工事を混在・並行作業で行う場合は、統括安全衛生管理義務者を指名する必要がある。

（施設建築課）（中部土木事務所）

- (2) 糸満警察署庁舎新築工事（機械）及び沖縄県立芸術大学奏楽堂舞台機構設備改修工事（第1期）において、特記仕様書で指示した「電気保安技術者」が配置されていなかった。今後は、特記仕様書に基づき適正に配置する必要がある。（施設建築課）